

記載例 (2) 退職等による一括徴収の場合

一括徴収……給与支払者が未徴収税額を最後の給与又は退職金より徴収し納入する方法。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書			年度	1	1.現年度	2.新年度	3.両年度
(宛先) 川越町長 令和 年 月 日提出		所在地 〒510-8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色00番地		特別徴収義務者 指定番号 913000		三重県内全市町共通様式			
給与支払者 川越町長		特別徴収者 川越 株式会社		氏名 川越 花子		所属 人事課			
フリガナ カワコエ 9ロウ 氏名 川越 太郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 240,000		(イ) 徴収済額 (納付済額) 160,000		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 80,000		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙種適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
給与所得者 1月1日現在の住所 三重郡川越町豊田一色××番地		異動後の住所 四日市市〇×町△番地		異動年月日 R5年 1月 20日		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入			
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)									
特別徴収義務者 指定番号 新規		法人番号		所在地 フリガナ 氏名又は名称		担当 者 連絡 先 所属 氏 名 電 話 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)									
理由 2		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により前年の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定日 2月20日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 80,000円		左記の一括徴収した税額は、 2月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)									
理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		※a 「乙種適用」とは、乙種適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限定。		※市町町記入欄		宛先を訂正			

該当する番号を記入してください。

同一金額となります。

一括徴収した金額を何月分の特別徴収税額と合わせて納入するかということです。

※ 6月から12月までに退職した場合には本人の了解を得て一括徴収してください。
 翌年1月以降に退職した場合には月割額の残額を超える給与又は退職手当が支払われる場合に限り一括徴収が義務づけられています。

注：他の記載事項については、記載例(1)を参考にしてください。

記載例 (3) 転勤・転職の場合

特別徴収継続……納税者が転勤先でも未徴収税額を給与からの天引きの方法を希望し、引き続き特別徴収を行う方法。

転勤・転職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合の流れ。

前勤務先で上段の事項を記入してください。

↓
新勤務先へ回付してください。

↓
新勤務先で下段①の事項を記入してください。

↓
新勤務先より当該年度の1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

すでに川越町で特別徴収義務者に指定されている場合は、その指定番号を記入してください。
新規の場合は「新規」に○をつけてください。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与と所得者異動届出書		年度		
1		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		1		
宛先 川越町長 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者 川越町長	所在地 〒510-8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色00番地	フリガナ カワコエ カブシキカイシャ	特別徴収義務者 指定番号 913000	宛名番号	所属 人事課
		フリガナ カワコエ カブシキカイシャ	氏名又は名称 川越 株式会社	氏名 川越 花子	所属 人事課	氏名 川越 花子
		個人番号(マイナンバー)又は法人番号	個人番号(マイナンバー)又は法人番号	氏名 川越 花子	所属 人事課	氏名 川越 花子
フリガナ カワコエ 太郎	氏名 川越 太郎	(ア) 特別徴収税額(年税額) 240,000	(イ) 徴収済額(納付済額) 6月分から 10月分まで 9月分まで	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 80,000	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入
受給者番号	1月1日現在の住所 三重郡川越町豊田一色XX番地	異動後の住所 四日市市OX町△番地	異動の年月日 R4年 2月 9日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)	特別徴収義務者 指定番号 〒51X-XXXX	所在地 四日市市X00町△口番地	フリガナ カワコエセイワクシヨ	氏名又は名称 株式会社 川越製作所	担当 人事 町 太郎	電話 059-3XX-XXXX 内線()
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				

三重県内全市町共通様式
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式
三
重
県
内
の
他
の
市
町
に
出
発
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
ご
使
用
し
て
く
だ
さ
い。

徴収開始月と前勤務先より連絡を受けている月割額を記入してください。

新しい勤務先の名称、所在地、法人番号等を記入してください。

新しい勤務先でこの届出書に
応答される方の所属、氏名、
電話を記入してください。

注：他の記載事項については、記載例(1)を
参考にしてください。